

市議会における請願採択に係るアンケート回答目次

アンケート用紙	0
---------	---

会派	議員	ページ
公明党	大矢根 秀明	1
	山崎 孝弘	
	榮 奈津子	
	大崎 淳正	
	平岡 譲	
川西まほろば会	秋田 修一	3
	松隈 紀文	5
	岡田 龍太郎	7
	加藤 仁哉	9
	西山 博大	11
連合かわにし市民の会	中井 成郷	13
	福西 勝	15
	川北 将	17
	岡 留美	21
日本維新の会 川西市議団	田中 麻未	25
	内山 裕介	
	内山 裕介	
	角田 慎司	
	坂口 美佳	
日本共産党議員団	黒田 美智	31
	吉岡 健次	33
	北野 紀子	35
市民ファーストかわにし	斯波 康晴	37
	加茂 文子	39
会派無所属議員	長田 拓也	41

令和7年2月3日

川西市議会議員
様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様へアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結び「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のためMMが実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第 1 項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

お名前 _____ ご記入日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

大和交通検討委員会

委員長 植木 信嘉 様

川西市議会公明党議員団

市議会における請願採択に係るアンケートに対する回答

質問1への回答

令和6年以降の運行については、平日38便運行を維持し、令和5年10月から令和6年9月迄の輸送人員実績値が出たうえで運行便数について判断することを要望してまいりました。予測数値で判断されたことは残念ですが、行政判断として認識しています。

質問2への回答

公共交通機関に対する補助のあり方については、日常生活に必要不可欠な生活路線の維持確保を目的とする政策的な補助金として地域の実情に沿う形で交付することが望ましいと考えます。

質問3への回答

北部地域の方々が住み慣れた場所で将来にわたって快適に過ごせるためには、重要な課題であると認識しています。

質問4への回答

本請願が賛成多数で採択され、紹介議員会派としても首長及び関係機関に誠実な対応を求めましたが、結果、減便となり残念に思います。今後も大和バスの取り組みを注視してまいります。

川西市議会公明党議員団

大矢根秀明 平岡譲 大崎淳正 山崎孝弘 榮奈津子

2025.2.25

回答が遅くなりすみません。会派で協議の上、会派としての回答といたします。

岩井さまには回答日が遅れることを事前にお伝えしております。

令和 7 年 2 月 21 日

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉 様

川西まほろば会
秋田修一

市議会における請願採択に係るアンケートの件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年 2 月 3 日付の貴信にてご紹介のありました標記の件につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 質問 1 に対する回答

市長は、市民や議会の示した意思に誠実に対応する道義的責任があると考えます。

ですが制度上、議会として請願採択や付帯決議の履行を求める法的な手段がないのが実情です。

ゆえに、川西まほろば会として、請願採択と付帯決議の尊厳を守るため、議長あるいは議会運営委員会委員長から、市長へ文書にて遺憾の意を表すべきだと議会運営委員会にて主張しましたが、他会派の同意を得られず忸怩たる思いです。

2. 質問 2 に対する回答

公共交通機関に対する市の補助のあり方は、補助金と MM(モビリティ・マネジメント)の 2 点と考えます。

大和循環バスの補助金について、川西市公共交通計画の基本理念・方針に則り、継続すべきと考えます。

MM について、令和 6 年 9 月議会一般質問にて、岡田議員が本市内バス主要 4 路線の収支が赤字でビジネスモデルが崩壊していることを指摘の上、事業者に寄り添いかつ MM を推進すべきだと市を質しました。詳細は会議録をご覧ください。

3. 質問 3 に対する回答

ご指摘の通り、地域の課題として「公共交通」があり、交通はまちづくりの要です。しかし移動に関しては、市公共交通計画の中で、市民・交通事業者・市が連携しながら課題解決に向けた取組を進めますとの回答に留まり、同まちづくり方針と同交通計画に有機的な繋がりは見出せません。

まちづくりの一環で、岡田議員がグリーンハイツで市行政の関与無く独自に MM を推進している様に、まちづくりと公共交通は一体で考えるべきです。

4. 質問 4 に対する回答

川西まほろば会は、本請願書について、議会基本条例に則り、誠実に検討の上採択すべきものとして賛成しました。しかし、質問 1 で回答の通り、請願書が議会で採択されても、制度上議会が市長に対して請願の願意の履行を求める法的な手段がありません。

議会として、請願の形骸化を防ぐため、採択された請願について、本アンケートを契機としその重みを改めて他会派へ問い、議会の健全化を図ります。

以上

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉 様

川西まほろば会
松隈紀文

市議会における請願採択に係るアンケートの件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年2月3日付の貴信にてご紹介のありました標記の件につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 質問1に対する回答

市長は、市民や議会の示した意思に誠実に対応する道義的責任があると考えます。

ですが制度上、議会として請願採択や付帯決議の履行を求める法的な手段がないのが実情です。

ゆえに、川西まほろば会として、請願採択と付帯決議の尊厳を守るため、議長あるいは議会運営委員会委員長から、市長へ文書にて遺憾の意を表すべきだと議会運営委員会にて主張しましたが、他会派の同意を得られず忸怩たる思いです。

2. 質問2に対する回答

公共交通機関に対する市の補助のあり方は、補助金とMM(モビリティ・マネジメント)の2点と考えます。

大和循環バスの補助金について、川西市公共交通計画の基本理念・方針に則り、継続すべきと考えます。

MMについて、令和6年9月議会一般質問にて、岡田議員が本市内バス主要4路線の収支が赤字でビジネスモデルが崩壊していることを指摘の上、事業者に寄り添いかつMMを推進すべきだと市を質しました。詳細は会議録をご覧ください。

3. 質問3に対する回答

ご指摘の通り、地域の課題として「公共交通」があり、交通はまちづくりの要です。しかし移動に関しては、市公共交通計画の中で、市民・交通事業者・市が連携しながら課題解決に向けた取組を進めますとの回答に留まり、同まちづくり方針と同交通計画に有機的な繋がりは見出せません。

まちづくりの一環で、岡田議員がグリーンハイツで市行政の関与無く独自にMMを推進している様に、まちづくりと公共交通は一体で考えるべきです。

4. 質問4に対する回答

川西まほろば会は、本請願書について、議会基本条例に則り、誠実に検討の上採択すべきものとして賛成しました。しかし、質問1で回答の通り、請願書が議会で採択されても、制度上議会が市長に対して請願の願意の履行を求める法的な手段がありません。

議会として、請願の形骸化を防ぐため、採択された請願について、本アンケートを契機としその重みを改めて他会派へ問い、議会の健全化を図ります。

以上

令和 7 年 2 月 21 日

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉 様

川西まほろば会
岡田 龍太郎

市議会における請願採択に係るアンケートの件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 7 年 2 月 3 日付の貴信にてご紹介のありました標記の件につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 質問 1 に対する回答

市長は、市民や議会の示した意思に誠実に対応する道義的責任があると考えます。

ですが制度上、議会として請願採択や付帯決議の履行を求める法的な手段がないのが実情です。

ゆえに、川西まほろば会として、請願採択と付帯決議の尊厳を守るため、議長あるいは議会運営委員会委員長から、市長へ文書にて遺憾の意を表すべきだと議会運営委員会にて主張しましたが、他会派の同意を得られず忸怩たる思いです。

2. 質問 2 に対する回答

公共交通機関に対する市の補助のあり方は、補助金と MM(モビリティ・マネジメント)の 2 点と考えます。

大和循環バスの補助金について、川西市公共交通計画の基本理念・方針に則り、継続すべきと考えます。

MM について、令和 6 年 9 月議会一般質問にて、私(岡田)が本市内バス主要 4 路線の収支が赤字でビジネスモデルが崩壊していることを指摘の上、事業者に寄り添いかつ MM を推進すべきだと市を質しました。詳細は会議録をご覧ください。

3. 質問 3 に対する回答

ご指摘の通り、地域の課題として「公共交通」があり、交通はまちづくりの要です。しかし移動に関しては、市公共交通計画の中で、市民・交通事業者・市が連携しながら課題解決に向けた取組を進めますとの回答に留まり、同まちづくり方針と同交通計画に有機的な繋がりは見出せません。

まちづくりの一環で、私(岡田)がグリーンハイツで市行政の関与無く独自に MM を推進している様に、まちづくりと公共交通は一体で考えるべきです。

4. 質問 4 に対する回答

川西まほろば会は、本請願書について、議会基本条例に則り、誠実に検討の上採択すべきものとして賛成しました。しかし、質問 1 で回答の通り、請願書が議会で採択されても、制度上議会が市長に対して請願の願意の履行を求める法的な手段がありません。

議会として、請願の形骸化を防ぐため、採択された請願について、本アンケートを契機としその重みを改めて他会派へ問い、議会の健全化を図ります。

以上

令和7年2月21日

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉 様

川西まほろば会
加藤仁哉

市議会における請願採択に係るアンケートの件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年2月3日付の貴信にてご紹介のありました標記の件につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 質問1に対する回答

市長は、市民や議会の示した意思に誠実に対応する道義的責任があると考えます。

ですが制度上、議会として請願採択や付帯決議の履行を求める法的な手段がないのが実情です。

ゆえに、川西まほろば会として、請願採択と付帯決議の尊厳を守るため、議長あるいは議会運営委員会委員長から、市長へ文書にて遺憾の意を表すべきだと議会運営委員会にて主張しましたが、他会派の同意を得られず忸怩たる思いです。

2. 質問2に対する回答

公共交通機関に対する市の補助のあり方は、補助金とMM(モビリティ・マネジメント)の2点と考えます。

大和循環バスの補助金について、川西市公共交通計画の基本理念・方針に則り、継続すべきと考えます。

MMについて、令和6年9月議会一般質問にて、岡田議員が本市内バス主要4路線の収支が赤字でビジネスモデルが崩壊していることを指摘の上、事業者に寄り添いかつMMを推進すべきだと市を質しました。詳細は会議録をご覧ください。

3. 質問3に対する回答

ご指摘の通り、地域の課題として「公共交通」があり、交通はまちづくりの要です。しかし移動に関しては、市公共交通計画の中で、市民・交通事業者・市が連携しながら課題解決に向けた取組を進めますとの回答に留まり、同まちづくり方針と同交通計画に有機的な繋がりは見出せません。

まちづくりの一環で、岡田議員がグリーンハイツで市行政の関与無く独自にMMを推進している様に、まちづくりと公共交通は一体で考えるべきです。

4. 質問4に対する回答

川西まほろば会は、本請願書について、議会基本条例に則り、誠実に検討の上採択すべきものとして賛成しました。しかし、質問1で回答の通り、請願書が議会で採択されても、制度上議会が市長に対して請願の願意の履行を求める法的な手段がありません。

議会として、請願の形骸化を防ぐため、採択された請願について、本アンケートを契機としその重みを改めて他会派へ問い、議会の健全化を図ります。

以上

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉 様

川西まほろば会
西山 博大

市議会における請願採択に係るアンケートの件（回答）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和7年2月3日付の貴信にてご紹介のありました標記の件につきまして、下記の通りご回答申し上げます。

敬具

記

1. 質問1に対する回答

市長は、市民や議会の示した意思に誠実に対応する道義的責任があると考えます。

ですが制度上、議会として請願採択や付帯決議の履行を求める法的な手段がないのが実情です。

ゆえに、川西まほろば会として、請願採択と付帯決議の尊厳を守るため、議長あるいは議会運営委員会委員長から、市長へ文書にて遺憾の意を表すべきだと議会運営委員会にて主張しましたが、他会派の同意を得られず忸怩たる思いです。

2. 質問2に対する回答

公共交通機関に対する市の補助のあり方は、補助金とMM(モビリティ・マネジメント)の2点と考えます。

大和循環バスの補助金について、川西市公共交通計画の基本理念・方針に則り、継続すべきと考えます。

MMについて、令和6年9月議会一般質問にて、岡田議員が本市内バス主要4路線の収支が赤字でビジネスモデルが崩壊していることを指摘の上、事業者に寄り添いかつMMを推進すべきだと市を質しました。詳細は会議録をご覧ください。

3. 質問3に対する回答

ご指摘の通り、地域の課題として「公共交通」があり、交通はまちづくりの要です。しかし移動に関しては、市公共交通計画の中で、市民・交通事業者・市が連携しながら課題解決に向けた取組を進めますとの回答に留まり、同まちづくり方針と同交通計画に有機的な繋がりは見出せません。

まちづくりの一環で、岡田議員がグリーンハイツで市行政の関与無く独自にMMを推進している様に、まちづくりと公共交通は一体で考えるべきです。

4. 質問4に対する回答

川西まほろば会は、本請願書について、議会基本条例に則り、誠実に検討の上採択すべきものとして賛成しました。しかし、質問1で回答の通り、請願書が議会で採択されても、制度上議会が市長に対して請願の願意の履行を求める法的な手段がありません。

議会として、請願の形骸化を防ぐため、採択された請願について、本アンケートを契機としその重みを改めて他会派へ問い、議会の健全化を図ります。

以上

質問1（回答）

大和のバスの利用促進を進めてられていること心より敬意を表します。大和循環バスは川西市が唯一補助をしている路線です。今般の38便から30便への減便については、法定会議として位置づけられている地域公共交通会議において、2年間の運行期間を経て輸送人員等の評価が行われた結果、下方修正した目標に届かなかったため、地域公共交通会議において承認されました。このような経緯があり減便はいたしかたないと考えております。

質問2（回答）

名古屋大学大学院、加藤博和教授が「どうすれば地域公共交通にお金を出していただけるか」、「価値があるか」、「価値が低いなら高めればよい」、「そのために自分たちが変わらなければ、とても請求できない」と述べています。腹の立つ話ですが、その通りだと思います。「思い」だけでは実現できません。利用者を増やして、その価値を高めていきましょう。

質問3（回答）

駅前のロータリー、あれだけの送迎の車がある地域でバスの利用客数の伸びは期待できないのではないかと。研究においても高齢化の街で免許証返納者がバスに乗るようにはならないとされています。したがってMMは幼少期より長いスパンで行わなければならないと思います。街とはなにか、移動とはなにかを考えたとき、歩くことを前提とした買い物の場である商店街を素通りすることになるバスは大和商店街にとってどうなのでしょう。

質問4（回答）

大和のバスはなくなりません。バス問題をもとに「越田市政がおかしい」と反越田に住民の皆さんを扇動されないでください。心よりお願いいたします。誹謗中傷を呼ばないよう地域ニュース等の文章の言葉も気配りをされて活動をいただきたく、住民さんの大和バスの成立ちの理解、唯一の補助路線であることの理解の上で、大和Newsに目標が記載されなくなったことも気になりますが、皆様の協力で38便復活されまこと期待申し上げます。

中井 成郷

令和7年2月19日

令和7年2月3日

川西市議会議員
福西 勝 様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にはアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答) 補助金額の約1500万円以上に増やせない。

増やせたとしても他地域も住民の移動で悩まされている。
増額分を大和地域に充てることについての議論は必要。
そもそも2年間で目標達成していない。
債務負担に議会は議決している。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

財政が厳しいのであれもこれもできないです。
しかも介護や医療の社会保障の増加分を
最優先にすることが大切だと思います。
川西市としては価値のあるものには税金を使いますが、
価値の無いものまでには税金を使えないと思います。

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答) 北部地域において十分に取上げられていると思います。
電車やバスの減便、料金増はこの地域にあります。
私、個人としては電車やバス、自転車を使っています。
これほど便利で贅沢なものはないと思います。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答) 約1500万円の補助額については今後も継続と考えています。
ただ、今後はバスの買い替えも考えていかないとはいけません。
スケートボードパークや人工芝グラウンドや中学校運動場への
夜間照明など他にも実現したい政策があります。

お名前 福西 勝

ご記入日 2025 年 2 月 4 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

令和7年2月3日

川西市議会議員
川北 将 様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にはアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

本請願書については、令和6年度川西市一般会計補正予算「路線バス運行支援事業費補助金」にかかる債務負担行為補正に対する付帯決議には賛同しない旨の発言をしており、本請願書についても不採択という立場で発言しましたので、その考え方がお答えします。

また、項目ごとに200文字以内というご指示がありましたが、設問内容を鑑みると200文字には収まりませんので、別紙でも高覧賜りますようお願いいたします。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

公共交通機関は市民の重要な移動手段であり、市としても支えていかねばならない認識です。補助のあり方については、その補助を充実し補助路線を維持する取り組みが行われてきました。補助については金負担だけでなく、今も貴重な人材である運転士を確保して考える必要があると思います。また、公共交通機関はバスだけでなく、地域内の移動手段として福祉車両やユニバーサル乗り合いワゴンなどあらゆる輸送資源を洗い出していくことで、こうした取り組みを民間事業者も巻き込みながら実施していくことが重要であり、そのための取り組みに補助を出す必要があると考えます。

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

公共交通は北部地域のみならず本市の課題であり、グリーンハイツに取り組んでいるバスネットワークは住民が公共交通を自分ごととして捉える素晴らしい取り組みだと感じています。

北部地域のまちづくり方針策定においては、ネットワークのテスト、マッピングの分析や施設を求められ、機能の観点から様々な方向性の図表 7 項目が掲載されていると捉えており、公共交通については本市公共交通計画があることから、この計画を改善していくことが良いかと考えます。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

採択された請願は、市に真摯に受け止めるべきものです。本請願については、市議会では採択した後、本市地域公共交通会議に確認し、再度市議会に報告がなされ、この請願が採択されたから市に全く動いていない、検討していないとは受け止めていません。

大和バスは市内唯一の補助路線であり、現実的に持続可能な運行が求められていると思います。住民の皆さんとの対話によるモビリティマネジメントも行うことから、全市的な視点で集合タクシーやコミュニティバスなどの導入、住民委託制度の創設など新しい答えがふくれるよう取り組んでまいります。

お名前 川 北 将 記入日 2025 年 2 月 20 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

質問 1 別紙

令和 6 年度川西市一般会計補正予算（第 1 回）、路線バス運行支援事業費補助金にかかる債務負担行為補正に対する付帯決議に賛同しない立場で下記を発言いたしました。

1. 地域公共交通を確保していくという気持ちは私も変わらず持っていますが、道路運送法に基づく本市の地域公共交通会議で補助路線の評価基準、それは地域にも共通の目標として設定され、特に大和循環バスにおいては、地域住民も協力をしてバスの利用促進に向けて活動をされてきたところです。しかしながら、予測値ではありますが下方修正した目標輸送人員に達しない状況により、3 月 18 日の地交会議で平日 30 便にすることが承認されました。これは一定理解できるということです。

2. 先日の一般質問や地域公共交通会議の議事録にもありましたが、「バス事業者の人件費抑制など処遇改善の鈍化、一時金のカットなど」人件費を抑えている部分について懸念をしています。

働く者の観点から言うと、賃金改善や処遇改善を行なっていないと余計に運転手の確保が難しい時代であるということ。

これは、企業努力といえれば簡単ではありますが、平日 38 便による「運転手を確保し続ける」ことが果たして良いのか、大和循環バスを運転していただくことが果たして良いのか、便数だけではなく運転手とセットで考えないと、市内の他の路線に影響が出る懸念を持っているということです。

働く者の立場で言うと、今後も賃上げは進めていただきたいし、そうすると平日 38 便を維持する支援はさらに拡大していくのではないかと。それならば、他の地域の路線についても同様に支援していかなければならないのではないかと思います、それは現実的ではないのだと思います。

地元の皆さんが大和バスだよりの発行、バス教室の開催、乗車体験、商業施設のアナウンス協力、特に地元発意のルート変更は、地交会議を傍聴していて「素晴らしい取り組みだな」と感動したのですが、市全体としての公共交通に対する補助のあり方の観点、運転手という貴重な人財について考慮すると、平日 38 便について支援を継続することは、これは少し無理があるというふうに判断せざるを得ないかと思います。今後も地交会議で丁寧な論議、そして市全体の公共交通と地域内交通の再構築をスピード感を持って進めていかなければならないと思いますので、付帯決議には賛同しかねます。

以上が発言した内容であり、今後も持続可能な運行が求められていると考えます。

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便にしたことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

「いわゆる地方自治体における二元代表制の一方の機関である議会の意思を非常に重く受け止める必要がある。そのことは異なる権能を持つ立場としてあるべき姿というのが基本的な認識」(2013(平成25)年6月、厚生常任委員会において、議会が請願を採択したことを受けての政策変更に関する、総合政策部長の答弁。)考え方としてはこれが基本であり、地域の暮らしに密着した政策を実施する場合は特に、丁寧に説明し、意見を聞き、じっくりと話し合って、共通理解のもと進めるべきだと考えます。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

高齢化が進む、特に北部の大型開発団地では、所謂、買い物難民、通院難民を今以上に増やさないためにも、移動の自由の確保は生存権、生活権の確保とも言えます。北部以外でも、地域によって高齢化率が高い地域等もあり、持続可能で公平性普遍性のある体制整備については、全市的な検討が必要だと考えます。そのためには、あらゆる補助制度等を活用することは勿論、自主財源も可能な限り捻出すべきと考えます。

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題7項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では38便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のためMMが実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

このような課題を論議する場ではいつも、移動の自由の確保(公共交通、地域内の移動手段の確保等)の議論、検討が必要だと考え、伝えています。特に大型開発団地、その他にも、地域事情や程度の差はあっても、市内各地で共通の課題だと思っています。高齢化が進む地域では特に、地域内移動の確保が必要と考えます。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けたそれぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市制を実現することによって、市民がずっと住みたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

(質問1)と同様の回答になりますが、その時代、時代の社会、経済情勢等を鑑みつつ、地域事情に合わせて市政運営はなされる必要があると思いますが、二元代表制の下、請願が採択されたということの重みは、しっかりと認識しながら、市政運営が遂行されるのが基本だと考えています。

岡 留美 記入日 2025年2月21日(金)

大和交通検討委員会

委員長 植木 信嘉様

令和7年2月3日にいただきました、市議会における請願採択に係るアンケートにつきまして日本維新の会川西市議団として回答させていただきます。

◆質問1

令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運航維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

【回答】

当会派としましては、不採択の立場をとらせていただいている為、回答は控えさせていただきます。参考として当請願に対する討論の内容を別添させていただきます。

◆質問2

公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

【回答】

全市民を対象として、平等で持続可能な地域公共交通の実現を目指し、適切な補助のあり方を引き続き検討していくべきと考えております。

◆質問3

「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想（案）」で北部地域の課題7項目（土地利用）（子育て）（公園）（つながり）（買物）（福祉）（健康・医療）が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では38便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のためMMが実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

【回答】

市の公共交通への考え方については、総合計画や公共交通計画に示されている通り、全域の課題として考えているものと認識しております。川西市北部地域のまちづくり方針において「北部地域内に存在する市有施設跡地等の活用をまちづくりの手段の一つに加えながら求められる機能を整理し、今後における北部地域のまちづくりの方向性を方針として示すもの」と記載がある事から、川西市北部地域のまちづくり方針は、あくまでも市有施設跡地の公共施設としての方針を示しているものと考えています。大和地域において38便復活

を望んでおられる事への気持ちは理解しております。

◆質問4

川西市議会基本条例の全文において「市民の付託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条（請願及び陳情）第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条（市長等との関係）では、「議会は、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

【回答】

採択された請願については内容を100%実行、実現させる拘束力を持つものではない一方で、行政は採択された請願の内容だけでなく、意味や思いを汲んで再考すべきであり、さらに同じ内容で今後も行政改革を継続する場合においては更に慎重な姿勢で対応しなければならないと考えています。以上を踏まえて今後も採択された請願が適切に取り扱われているかを注視して参ります。

以上、ご回答申し上げます。

日本維新の会川西市議団 令和7年2月21日

別添

請願への反対討論

「大和循環バスの平日３８便運航維持に関する請願書」につきまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

大和循環バスにおいては、大和地区における地域公共交通の中心であると認識しております。３８便の維持について、多くの署名が集まっている事からも、川西市内で大きな関心事であると認識しております。今日に至るまで、地域活動という枠を超える努力をされており、減便にならないよう大和バスの利用促進を進めてこられている事に敬意を表します。

しかし、当大和路線は、川西市が唯一補助をしている路線となっており、今回の３８便から３０便への減便については、地域公共交通会議において２年間の目標設定の中でその目標に届かない場合には減便を行うとの経過期間をもって決定されている事項であります。

また、当大和循環バスに関する３８便の維持については、全市的に取り組んでいくべき地域公共交通という課題の中で、平等で持続可能であるかという観点において、疑問があります。当課題に対して大和地域とそれ以外の地域の市民からどのように考えておられるかという聞き取りを行いました。大和地域の方からは、３０便への減便については今なくなるわけではなく、他の地域も減っているのであれば仕方ないのでは？という意見が、他の地域においては、唯一の補助路線という部分を知らない方も多く、現状を含めて説明を行うと、自分の地域では移動に困ればタクシーを使っている。平等ではないのではないかとの意見がありました。多数の署名が集まっていますが、全市的に考えた場合に市民の大多数が減便に反対しているかという、むしろ減便を受け入れる市民が多数であると考えております。

以上の理由から、当「大和循環バスの平日３８便運航維持に関する請願書」につきまして反対の立場での討論とさせていただきます。

いつも市民のために取り組んで頂いていることに敬意をお伝えする
と共に、住民が主人公の立場で市政運営できるよう私も微力ながら
がんばってまいります。引き続き、よろしくお願いします。

令和7年2月3日

川西市議会議員
黒田 美智

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

請願の紹介議員会派・採択にむけて取り組んだ議員として、議会の議決(採択)を無視する・ないがしろにしている市の行為(30便への減便)は許せません。

市民の請願権、議会での採択、議決への冒流であり、民主主義をも否定する暴挙です。

また、市の交通検討委員会の協議・運営そのものも国が示した通りになっていません。

「検討委員会」の皮を利用した市の横暴であると言わざるを得ません。

大和交通検討委員会 注記 4行目の「交通検討委員会」5行目の「検討委員会」は「川西市地域公共交通会議」に訂正するとの連絡あり(2025.2.7)

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

「基幹公共交通、地域公共交通」の目的とは何か?「公共」は誰が責務を負うのか?自己責任や受益者負担ありきではおかしいということが基本です。国民の移動する権利は基本的人権の一つであり、抜本的に国や自治体が保障すべきものです。

公共交通維持のために、基幹公共交通(民間事業者)への支援、地域公共交通への支援(民間事業者、自治体、諸団体、個人)への支援は行って当然です。市民の幸せこそ国益なのです。

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

質問に記されている通りです。

まちづくりの基本は、1、食料品や日用品など買い物ができる場所の確保。2、市民が安心してくらすことができる医療の確保。3、子育てや高齢者・障がい者が安心してくらすことができる環境整備と制度の充実。4、1、2、3、を結んでくれる公共交通網の確保と支援(移動権の保障)です。まちづくりの大きな要であることは当然です。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

怒り心頭です。議会の議決を無視する在り方が通れば、議員や議会の役割は地に落ちます。

議会運営委員会において、請願採択・議決されたものを無視・ないがしろにする在り方について「議会として意見を述べるべき」と訴えましたが、全会一致の原則で叶いませんでした。東谷コミュニティ提出の請願も採択・議決されたにも関わらず無視されています。これらの情報を市民に知らせるよう、議会基本条例に則った活動を続けます。

名前

黒田 美智

記入日 2025 年 2 月 3 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

令和7年2月3日

川西市議会議員
吉岡 健次 様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にはアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

議会が採択した請願及び補正予算の付帯決議を無視し
減便を強行したことは許されるものではない。
市民の声、議会(市民の代表)軽視を厳しく問うていきたい。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

全国的に公共交通の問題が起きている。国が対応するべき課題である。
共に、国県待ちはせず市としても市民の交通権を守るため補助はいく
など必要な措置を取るべき。

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

ご指摘通り、それぞれの地域で異なる機能を持つ施設を整備するのであれば、それらをつなぐ交通機関が必要。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

1つ目の質問でも回答した通り請願が採択されたものは市は反映させるべきです。現状は許されません。

24人の議員、異なる会派で構成される議会が市民から提出される請願を採択することはとても大きな決定です。市は速く受けとめるべき。

一方、議会としても議事を大切にする資質が一人一人に内わられます。

採択された請願が行政に反映される様に引続き議会でも取り組んでいく。

お名前

吉岡 健次

ご記入日

2025 年 2 月 19 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

令和7年2月3日

川西市議会議員
北野 紀子 様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にはアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

市民の意見が反映されることなく30便に強行したことに憤りを感じています。
議会軽視に加え住民自治がないかしろにされ市の姿勢が問われる問題です。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

現在の運賃水準だけでは安定的に維持するのは大変難しいと思います。
まちづくりの土台である必要不可欠の公共交通機関を存続・持続させるためには公費を投入するのは当然のことが必要な補助金を市の責任として行うべきだと考えます。

(裏面もご覧ください)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

誰もが日常生活を送るうえで公共交通は必要不可欠です。
外出を促し、健康増進やまちの価値の向上など多面的な効果も
もたらすもので、北部地域域の課題解決のためにも取り上げるべきと
考えます。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

提出された請願は、地域市民の政策提案として受け止め
議会の意思として採択されています。市政に反映されないこと
については、執行機関に対し、強く受け止めて対応するよう求めていきます。

お名前 北野 紀子

ご記入日 2025 年 2 月 18 日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

令和7年2月3日

川西市議会議員
斯波 康晴 様

大和交通検討委員会
委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様アンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

住民自治を代表する市議会における住民請願の採択は主権者市民の民意として重く受け止め、市はその願意に丁寧に寄り添った対応と実現努力を表すべきと考えます。憲法第16条にも保障されるこの請願権は、受理した側に実現する義務はないものの、「請願事実を十分調べ、誠実に対応するもの」とされることからも、市が請願願意に反して、地交会議の合議決定に基づくとして市内部の意思決定や執行を優先したことは大変遺憾と考えます。(200字)

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

公共交通の利用者数の減少や交通事業者の経営悪化に伴い、市内公共交通ネットワークの縮小が進む中、これまで市はコミュニティバスや交通事業者への財政支援(国県市)を通して交通弱者支援や公共交通の維持、運行支援を主としてきたところです。しかし、今後の超高齢・人口減少社会では従来の財政支援に加え、まちづくりと一体となる公共交通施策の事業予算化、地域住民の参画協働の観点での補助の枠組みを工夫すべきと考えます。(200字)

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられていますが、それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」は、北部まちづくり全体を俯瞰したエリア・マネジメントというより、実質的には、北部にある公共施設・資産のストック・マネジメントだと私はみています。質問3に記述のご指摘の通り、「北部のまちづくり方針」であるならば、北部地域の「公共交通」課題の取り上げは不可欠であり、「北部まちづくり方針」は公共交通の課題も含めた改訂が必要であると私は考えます。(200字)

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

質問1の回答に重ねて大変遺憾です。市(市長)の対応はさることながら、敢えて言えば、議会(議員)の請願に対する認識ギャップも顕著であったと言わざるを得ない。請願の願意に反する施策を決定、執行した市(市長)に対し、議会は一致採択した責任を以て、調査及び研究を継続して政策提案を行う責務があると考えます。市長への申入れを付託委員会、議運で付議あるも賛否不一致で不採択に。真に責任が問われるべきは議会である。(200字)

お名前 新 波 康 晴 記入日 2025年 2月 19日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

令和7年2月3日

川西市議会議員

加茂 文子 様

大和交通検討委員会

委員長 植木 信嘉

市議会における請願採択に係るアンケート

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、川西市発展のためにご尽力いただきありがとうございます。

さて、当委員会における今後の活動の参考とさせていただくため、川西市議会議員の皆様にアンケートをとらせていただくことにいたしました。

つきましては、下記の4項目について令和7年2月21日(金)までにご回答いただきますようよろしくお願いいたします。項目ごとに200字以内でご記入ください。

なお、本依頼文書及びその回答内容(回答がない場合も含みます。)については、公開させていただきますのでご承知おきください。

記

(質問1)令和6年6月議会において、「大和循環バスの平日38便運行維持に関する請願書」を採択していただいたにもかかわらず、市は30便に減便したことについて、どのようにお考えですか。

(回答)

市民の方々の切実な思いとともに出された請願が、議会で採択されたにもかかわらず、その後議会との協議もなく、減便を強行したことについては許されないと思っています。

本来、採択された請願は市民を代表する議会の意志であり、それを受けた市は市政に反映されるように努めるべきものです。採択された請願を全く無視する今回の市のやり方は市民を軽視、また議会をも軽視していると考えます。

(質問2)公共交通機関に対する市の補助のあり方について、どのようにお考えですか。

(回答)

住民の通勤、通学、買物、通院といった日常生活に支障をきたさず、また、健康で文化的な暮らしを保障するためにも公共交通機関に対して市が一定の補助をすることは当然必要と考えます。

(質問3)「川西市北部地域のまちづくり方針に基づく整備基本構想(案)」で、北部地域の課題 7 項目(土地利用)(子育て)(公園)(つながり)(買物)(福祉)(健康・医療)が挙げられています。それらを結ぶ「公共交通」が挙げられていません。大和では 38 便復活を望んでおり、グリーンハイツでも路線バス存続のため MM が実施されています。北部地域の課題として「公共交通」を取り上げるべきではないでしょうか。このことについてどのようにお考えですか。

(回答)

本市の地理的な課題を考えると、北部地域の課題として「公共交通」は取り上げられるべきと考えます。交通手段が乏しいと活性化したまちづくりにはならないと思います。

(質問4)川西市議会基本条例の前文において「市民の負託を受けた議員それぞれが「議員力」を高めるとともに、議会がチームとなって「議会力」を高め、二元代表制の下、市長との健全な緊張関係を保ちながら、市長等の事務の執行を監視し、情報発信や政策提案等を通じて魅力ある市政を実現することによって、市民がずっと住み続けたいと感じられるまち「ふるさと川西」にするため、本条例を制定します。」としています。

第13条(請願及び陳情)第1項では、「議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と受け止め、適切かつ誠実に取り扱うものとする。」とし、

第14条(市長等との関係)では、「議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務を監視し、また、市民の意見を踏まえて、様々な調査及び研究を重ねたうえで政策提言等を行うことなどにより、常に緊張ある関係を保持し、共に市政の発展に尽くさなければならない。」としています。

採択された請願が市政に反映されないことについてどのようにお考えですか。また、今後どのように取り組んでいくお考えですか。

(回答)

採択された請願が市政に反映しないことは二元代表制である議会を軽視していることになると考えます。たとえ、請願内容がそのまま反映できずとも、真摯に協議し議会や市民に丁寧な説明、理解を求めできることを考えていく姿勢を見せることこそ必要と思います。そしてそのことを議会を構成するすべての議員が共有することが必要と思いますので議会として市民にどう向き合うか今検討している議会改革に反映できたらと思います。

お名前

加藤 文子

ご記入日 2025年 2月18日

回答書の送付先

〒666-0112 川西市大和西2-5-1 牧の台会館内

大和交通検討委員会

TEL:794-7699

市議会における請願採択に係るアンケートに対する回答

会派無所属 参政党

長田 拓也

質問1)

法に則り決定されていることであり、市民から選択された市長の権限でもあります。二元代表制として予算全体を止めてしまうという選択肢もあったと思いますが、影響を鑑みて議会としては全予算を止めることはせず、付帯決議に至ったと理解しています。

質問2)

市単独でみた場合、限られた予算を振り分けるため、何かが増えれば何かを減らすというのは理解でき、公共交通が減らす対象となっているのが現状と認識しています。一方、医療費は増加の一途をたどっています。今年度に国が定期接種を決めた带状疱疹ワクチンにも、市税が投入されることになります。そういったことに国民が疑問を呈さない限り、しわ寄せが必ずきます。

質問3)

基本構想では、あくまで跡地・建物の新たな機能に対する方針だと認識しています。北部の交通までを含めるのは、都市計画に入るとは思いますが、いずれにしろ、公共交通含めて市の全体戦略として考えていくべきだと思います。

質問4)

減便となった根本理由は、厳しい（とされる）予算状況です。しかし、無意味な医療や、脱炭素政策、移民政策など、市・県・国全体がそれらに傾倒し、税金の優先順位が本当におかしくなっていると思います。たとえばバスが38便に戻ったとしても、この状況が変わらない限り、何かを減らされ続けることになります。つまり、より多くの市民が、日本のための政治に参加する必要があり、それを促す活動をしていきたいです。

以上、回答とさせていただきます。公共交通は残すべきだし、なくすときは街をなくす縮小期か、もしくは新たな技術がカバーする変革期だと思います。意見をお読みいただきまして、ありがとうございました。